

## ＜研究費の管理・運営及び執行に関する事項＞

### VIII. 研究費等の適正な管理・運営及び執行に係る基本方針

本学の教育職員、技術職員、経営事務職員及びその他関連する者の研究活動について、研究費を適正に運営・管理及び執行するために、以下の事項を本学の基本方針とする。

1. **＜機関内の責任体系の明確化＞**

研究費の運営・管理に関わる者の責任と権限を明確化し、責任体系を本学内外に公表する。  
監事に求められる役割を明確化する。

2. **＜適正な運営・管理の基盤となる環境の整備＞**

研究費の運営・管理及び執行にあたっての不正を誘発する要因を除去し、十分な抑制機能を備えた環境・体制を構築する。そのために研究費の運営・管理及び執行に係るルールを明確化する。また、啓発活動を継続的に行うことで関係者の意識向上を図る。

3. **＜不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施＞**

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施するとともに不断の見直しを行う。不正防止計画推進部署（経営管理部、研究・地域連携支援部）は内部監査部門とも連携を行う。

4. **＜研究費の適正な運営・管理活動＞**

不正防止計画を踏まえた適正な予算執行を行うとともに実効性のあるチェック機能・体制を構築する。

5. **＜モニタリング体制の整備＞**

本学全体の視点からのモニタリング体制を整備・実施する。また、リスクアプローチ監査を実施し、組織的牽制機能の充実・強化を図る。



#### ＜本学における研究費の定義＞

本学では、次に掲げる全てのものを「研究費」と、また、「研究費」のうち(1)(2)を「競争的研究費」と定義する。

- (1) 公的機関（各府省等）の審査を経て配分される補助金及び助成金
- (2) 公的機関（各府省等）の審査を経て配分される委託費
- (3) 受託研究費
- (4) 奨学寄附金
- (5) 個人研究費
- (6) その他研究費に該当すると学長が認めたもの

